

第4期男女共同参画推進プランの骨子案

- ◆第4期プランについて
 - 現行「第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン」の後継計画
 - 男女共同参画社会基本法に基づく市町村基本計画（女性活躍推進計画、DV防止基本計画、困難女性支援基本計画の内容を含む）
 - 羽曳野市男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画
 - 計画期間は令和9(2027)年度から令和18(2036)年度までの10年間

- ◆基本理念

「性別にかかわらず、だれもが尊重され、自分らしく選び、支え合い、安心して暮らせる羽曳野をつくる」
- ◆計画推進の基本視点
 - すべての施策を人権尊重の視点から捉える
 - これまで施策や啓発が十分に届きにくかった層への働きかけを強化する
 - 多様性と包摂の視点を重視する
 - 施策の成果を見える化し、実効性を高める

◆第3期プランの施策の体系

基本目標	基本方針
1 男女がともに尊重し合える意識形成	1 男女共同参画に関する意識啓発 2 男女平等教育などの充実 3 メディアにおける人権の尊重
2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり（女性活躍推進計画）	1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 2 女性の活躍推進 3 働く場における男女共同参画の促進
3 男女がともに参画できる仕組みづくり	1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大 2 地域活動への男女共同参画の促進
4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	1 生涯を通じた健康支援 2 子育てに関する支援 3 高齢者や障害者への支援 4 さまざまな困難を抱える人への支援 5 多様な文化への理解と交流の促進 6 防災などにおける男女共同参画の推進
5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援（DV防止基本計画）	1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援 2 虐待の早期発見、救済と被害者支援

国・大阪府の動向、アンケート調査結果、施策の実施状況等を踏まえて施策の体系を再編

◆第4期プランの施策の体系（案）

基本目標	基本方針
1 人権と多様性が尊重される社会文化を育みます 家庭、職場、地域に残る固定的な意識や無意識の偏見の解消に向けた啓発を進めるとともに、若年層、子育て世代、働く世代など、これまで十分にアプローチできていなかった層にも届くよう、多様な媒体や手法を活用した取り組みを進めます。 また、学校、家庭、地域における学習や教育の充実を通じて、子どもの頃から互いを尊重し、多様性を認め合う意識を育みます。あわせて、性の多様性や多文化共生、インターネット上の人権侵害など、今日的な課題にも対応しながら、誰もが尊重される社会文化の形成をめざします。	1 固定的性別役割分担意識の解消と意識改革 2 学校・家庭・地域における男女平等教育の充実 3 多様性の尊重とメディア・情報リテラシーの向上
2 だれもが希望に応じて働き、学び、家庭や地域と両立できる環境を整えます（女性活躍推進計画） 女性の就労継続、再就職、能力開発、キャリア形成に向けた支援を進めるとともに、仕事と生活の調和を実現できる環境づくりを推進します。市内事業者に対しては、働き方の見直しや制度利用の促進、性別に関わらない能力発揮のための職場環境づくりについて働きかけていきます。 また、家庭責任が一方の性に偏ることのないよう、男性の家事、育児、介護への主体的な参画を促進し、仕事と生活の両立を支える地域づくりを進めます。	1 女性活躍と就労継続・再就職支援 2 仕事と生活の調和の推進 3 男性の家事・育児・介護への主体的参画の促進
3 政策・方針決定過程や地域活動に多様な人が参画できる地域社会をつくります 審議会等への女性登用を着実に進めるとともに、市職員や教育分野などにおける女性の登用・育成を推進します。また、地域活動や市民活動、防災、環境、福祉など地域づくりのさまざまな場面において、多様な人が参画しやすい環境づくりを進めます。 また、地域防災の分野においても、避難所運営や防災活動において、多様な立場の人の視点が反映されるよう、平時からの意識づくりと参画促進に取り組みます。	1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大 2 地域活動・市民活動における男女共同参画の推進 3 防災におけるジェンダー視点の主流化
4 困難や生きづらさに寄り添い、だれもが安心して暮らせる支援体制を整えます（困難女性支援基本計画） 子育て、介護、障害、生活困窮、孤立などの課題を抱える人への支援を、分野横断的に進めます。支援を必要とする人が必要な情報を得られ、適切な相談先や支援機関につながるができるよう、重層的な支援体制の整備をめざします。特に困難を抱えやすい立場にある女性に対しては、相談、居場所、自立支援、関係機関との連携などを含めた包括的な支援の視点を持って施策を進めます。	1 子育て、介護、障害、生活困窮等の複合的課題への支援 2 困難な問題を抱える女性への包括的支援
5 あらゆる暴力を許さず、早期発見から回復・自立まで切れ目なく支援します（DV防止基本計画） DVや性暴力、ハラスメント等を許さない意識づくりを進めるとともに、若年層への予防教育や、家庭、学校、職場、地域における継続的な啓発を推進します。また、相談員による相談支援や関係機関との連携を強化し、被害者が安心して相談できる環境づくりを進めます。 被害者支援にあたっては、複合的な課題を抱える被害者に対しても適切に対応できるよう、福祉、警察、教育、民間支援団体等との連携を強化し、早期支援から回復・自立に至るまでの支援体制の構築をめざします。	1 DV・性暴力・ハラスメント等を許さない意識づくり 2 安心して相談できる支援体制の強化